

工事における最低制限価格の改定について

令和3年11月15日
亘理町財政課

本町の発注する工事において公共事業の品質確保、ダンピング防止及び建設業の担い手確保等の観点から下記のとおり、最低制限価格の改定を行います。

記

1 (概要)

亘理町が発注する工事に係る最低制限価格の改定を実施します。

2 (適用時期)

最低制限価格の改定については令和4年1月1日より適用するものとします。令和4年1月1日以降発注される工事が適用となります。(公告及び指名通知の日付が令和4年1月1日以降の案件)

令和3年12月までの発注工事に関しては従前の最低制限価格が適用となります。